

和歌山県PRキャラクター「きいちゃん」着ぐるみ貸出要領

1 目的

この要領は、各種イベントにおいて和歌山県の広報活動を展開することを目的に、和歌山県PRキャラクター「きいちゃん」の着ぐるみの貸出について必要な事項を定める。

2 貸出内容

貸出を行う内容は、別表1のとおりとする。

3 対象者

和歌山県の広報活動を行うことを使用目的とした下記の者とする。

- (1) 県内各市町村
- (2) 多くの参加者が見込めるイベント等を主催する県内に在住、在勤、在学のグループ・団体（原則、営利目的で使用する場合を除く。）
- (3) その他広報課長が特に認めるもの

4 貸出機関

貸出は、広報課及び別表2に掲げる貸出機関において行う。

5 貸出方法

- (1) 貸出を希望する者（以下「貸出希望者」という。）は、貸出機関に、別紙1の「着ぐるみ貸出申請書」を提出するものとする。
- (2) 貸出機関は、前項による申請が適当と認められるときは、貸出希望者に対して貸出すものとする。なお、同一時期に複数の申請があった場合は先着順とする。
- (3) 貸出を受ける者（以下「借受者」という。）は、貸出機関から直接受け取り、使用後は、速やかに返却するものとする。なお、貸出に伴う搬出及び搬入作業は、借受者が行うものとする。（発送費用は借受人負担）
- (4) 「着ぐるみ」のみの貸出とし、原則、職員の派遣は行わない。

6 貸出期間

原則として1週間以内とする。

7 貸出料金

無料とする。

8 損害の負担

- (1) 借受者は、着ぐるみを不注意により破損又は汚損したときは、その修繕やクリーニング等に係る費用を負担しなければならない。
- (2) 借受者は、着ぐるみに起因することで第三者に対して損害を与えたときは、その損害を賠償する責めを負うものとする。
- (3) 着ぐるみの使用により借受者が被った損害に対しては、広報課及び貸出機関は一切その責めを負わないものとする。

9 遵守事項

借受者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 別紙2のマスコット紹介文（例）を基本として、イベントの参加者等に対して和歌山県の広報を行うこと。
- (2) 着ぐるみを使用して原則、営利目的の活動を行ってはならない。
- (3) 着ぐるみを使用して、和歌山県が特定の個人、政党、宗教団体を支援し、もしくは公

認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある活動をしてはならない。

(4) 着ぐるみを使用して、和歌山県の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのある活動をしてはならない。

(5) 着ぐるみを第三者に転貸ししてはならない。

(6) 着ぐるみの使用及び使用後の手入れ等について、別紙3の「着ぐるみの注意」により取り扱わなければならない。

附則

この要領は、平成29年9月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年10月24日から施行する。

別表1

貸出アイテム	貸出数	内容・規格等
着ぐるみ	1体	頭部（約80×80×80cm）、胴部（約80×70×50cm※両腕・尻尾部を除くサイズ）、足部（靴2足）（45×25×65cm）、付属品（頭巾1枚、収納袋2枚、消臭スプレー）

別表2

貸出機関	電話	f a x
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 海草振興局 地域づくり部 総務県民課	073-441-3436	073-432-7837
〒649-6223 岩出市高塚209 那賀振興局 地域づくり部 総務県民課	0736-61-0005	0736-61-0007
〒648-8541 橋本市市脇4-5-8 伊都振興局 地域づくり部 総務県民課	0736-33-5004	0736-33-4914
〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1 有田振興局 地域づくり部 総務県民課	0737-64-1257	0737-64-1256
〒644-0011 御坊市湯川町財部651 日高振興局 地域づくり部 総務県民課	0738-24-2936	0738-24-2906
〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1 西牟婁振興局 地域づくり部 総務県民課	0739-26-7961	0739-26-7962
〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8 東牟婁振興局 地域づくり部 総務県民課	0735-21-9607	0735-21-9606